

議会運営

- 定足数の原則** 議員定数20人の半数（10人）以上の議員が出席すれば会議を開くことができます。
- 定例会** 3・6・9・12月に開催します。会議時間は、午前10時から午後5時までとし、必要がある場合は延長して行います。
3月は予算、9月は決算が含まれます。
- 臨時会** 必要のある場合に開催します。（執行部側と議会側から請求できます）
- 議案** 議会の議決を必要とするものです。村長・議員双方から議会に上程することができます。
- 本会議** 議場に執行部側と議員全員が集まり、議長進行のもとに、議案（条例制定・改廃、契約締結、予算、決算、その他）を上程、趣旨説明し、議案等を審議、意見や質問・討論等を行い、議会の最終意思決定をし、上程議案について決議を行う最も重要な会議です。

定例議会の流れ

議会招集

村長が議会を招集します。（告示）

議会運営委員会の開催

開会3日前に開催します。
本会議の会期・日程・提出された請願等の協議
議案書の配布

開会

会期の決定
村長が議案を上程・説明します。
提出された請願を所管委員会に付託します。
代表・一般質問通告書の提出

代表・一般質問

質問通告書により村政全般について質問します。
会派代表質問は3月定例議会のみ、一般質問はすべての定例議会ごとに行います。
村長・副村長・教育長および所管部長等が答弁します。

議案審議

議案質疑：上程された議案に質疑します。
常任・特別委員会委員長報告
賛成・反対討論
採決

閉会